



公 告

令和8年3月13日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を森林経営管理法第8条の規定により取り消したため、同法第9条の規定により公告する。

令和8年3月25日

大館市長 石田健佑

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	備考
集 R7-25	大館市比内町扇田字中岱 17 番	1/71	山林	1.01	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由  
所有者と本市との合意により